

開 示 書

第 3 期

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

平成21年7月

日本ユニコム株式会社

目次

記載項目について	1
1. 会社の概況	
(1) 会社名等	4
(2) 会社の沿革	4
(3) 会社の目的	5
(4) 事業の内容	6
(5) 営業所の状況	7
(6) 財務の概要	8
(7) 発行済株式総数	8
(8) 主要株主名	8
(9) 役員の状況	9
(10) 従業員の状況	9
2. 営業の状況	
(1) 営業方針	10
(2) 当社及び当業界を取巻く環境	10
(3) 営業の経過及び成果	10
(4) 対処すべき課題	12
(5) 受託業務管理規則	14
(6) 外務員の登録状況	25
(7) 委託者数	25
(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項	25
3. 経理の状況	
(1) 貸借対照表	27
(2) 損益計算書	28
(3) 株主資本等変動計算書	29
(4) 個別注記表	30
(5) 監査に関する事項	34
(6) 財務比率	34

【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【記載項目について】

1．会社の概況

- (1) 「会社名等」 会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
- (2) 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- (3) 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- (4) 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- (5) 「営業所の状況」 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
- (6) 「財務の概要」 平成21年3月期における資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- (7) 「発行済株式総数」 平成21年3月期における発行済株式総数を記載しています。
- (8) 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- (9) 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- (10) 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2．営業の状況

- (1) 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- (2) 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況及び商品先物取引業界の動向について記載しています。
- (3) 「営業の経過及び成果」 当社の平成21年3月期における業績について記載しています。
- (4) 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- (5) 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を載しています。
- (6) 「外務員の登録状況」 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- (7) 「委託者数」 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- (8) 「苦情、紛争、訴訟に関する事項」
期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数、期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

3．経理の状況

- (1) 「貸借対照表」
- (2) 「損益計算書」
- (3) 「株主資本等変動計算書」

- (4) 「個別注記表」
 (5) 「監査に関する事項」
 (6) 「財務比率」 当社の主要な財務比率について記載しております。

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{資本金額}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}（*）} \times 100$$

* 「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資

産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(*)}} \times 100$$

*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債額と短期間に現金化する可能性のある流動資産額を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

商品取引員名 日本ユニコム株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高松 公
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
 電話番号 03-5623-5111 (代表)

(2) 会社の沿革

当社は持株会社化に伴い、ユニコムグループホールディングス株式会社（旧日本ユニコム株式会社 設立：昭和33年9月18日）の完全子会社として設立され、平成18年10月1日に同社より営業のすべてを承継しております。

年 月	事 項
平成18年4月	「日本ユニコム分割準備株式会社」の商号で設立、設立時資本金5千万円
平成18年6月	資本金を1億円に増資
平成18年8月	資本金を1億2千万円に増資
平成18年10月	親会社日本ユニコム株式会社（現 ユニコムグループホールディングス株式会社）の持株会社移行に伴い、同社の商品先物取引業、金融先物取引業、商品投資販売業、証券仲介業及びこれらに附帯する業務を吸収分割により包括的に承継するとともに、当社商号を「日本ユニコム株式会社」に変更 吸収分割による事業承継に伴い、日本橋第一支店、日本橋第二支店、日本橋第三支店、新宿第一支店、新宿第二支店、渋谷支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、台北支店を設置。 その他資本剰余金からの振替えにより資本金を31億2千万円に増額
平成18年12月	渋谷支店を渋谷第一支店に名称変更 日本橋第四支店及び渋谷第二支店を新設 新宿第一支店及び新宿第二支店を廃止
平成19年4月	渋谷第一支店、渋谷第二支店及び日本橋第四支店を廃止
平成19年12月	商品先物取引に係るオンライントレード部門及び金融商品取引（外国為替証拠金取引）部門を、吸収分割の方法によりアイディーオー証券株式会社に承継
平成21年3月	仙台支店、日本橋第一支店、日本橋第二支店、日本橋第三支店、名古屋支店、福岡支店を廃止

(3) 会社の目的

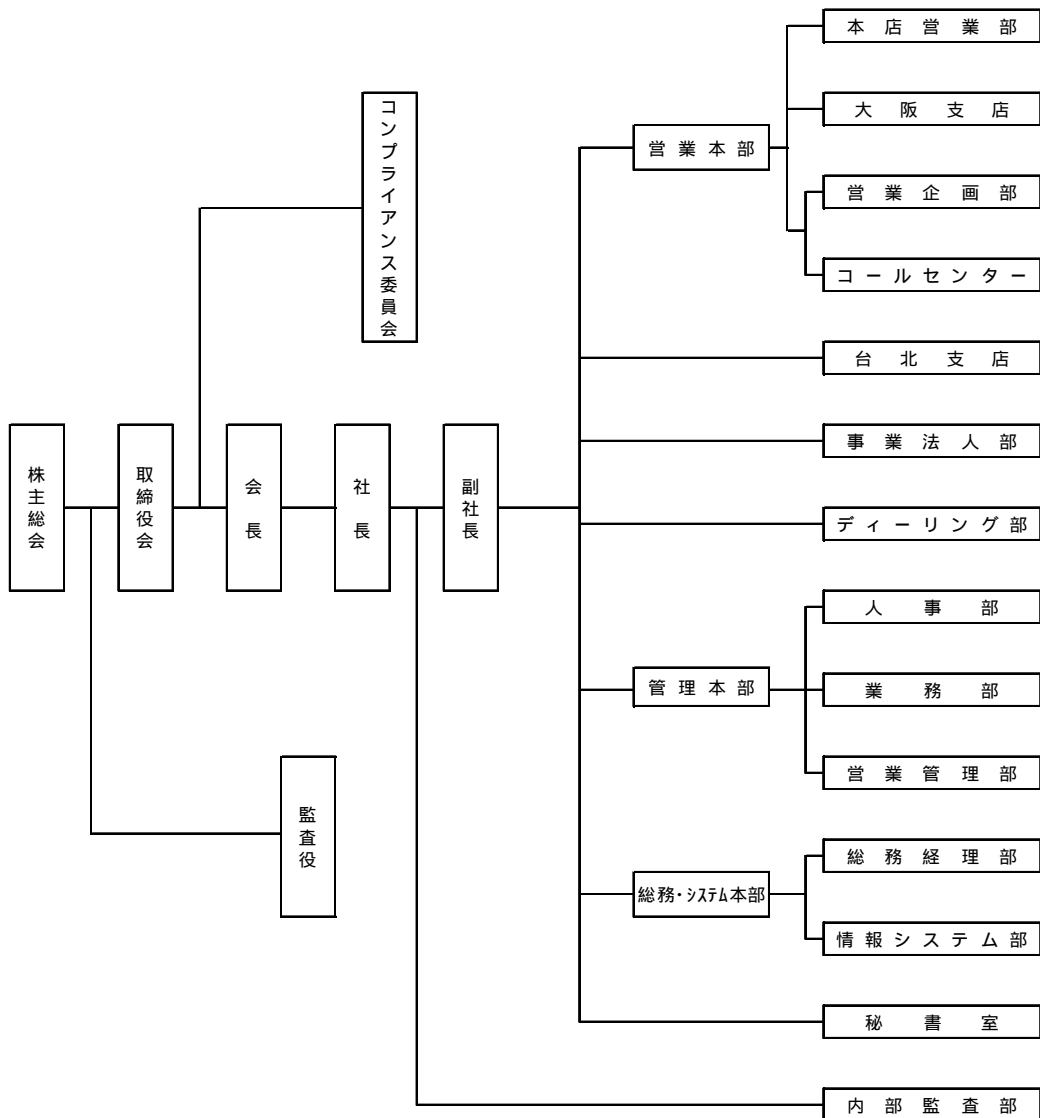
1. 商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
2. 商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務
3. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
4. 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
5. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
6. 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
7. 海外の金融先物市場及び商品先物市場における上場商品の売買
8. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資顧問業
9. 金融商品仲介業
10. 組合契約又は匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
11. 保険業法に規定する保険募集に関する業務
12. 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
13. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
14. 電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業
15. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分は、平成21年6月30日時点において当社が営んでいない事業を示しております。

(4) 事業の内容

経営組織

当社の経営組織は、次のとおりであります。



(平成21年6月30日現在)

業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令18総合第1024号、平成18・09・25商第4号)

【当社の加入商品取引所及び許可市場一覧】

許可市場名 加入取引所	農産物	砂糖	繭糸	貴金属	アルミニウム	石油	ゴム	畜産物	農産物飼料指数	天然ゴム指数	水産物	鉄スクラップ	上場品目名
東京穀物商品取引所													アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆 とうもろこし、大豆ミール 一般大豆、NON-GMO大豆、小豆
東京工業品取引所													粗糖 金(標準・ミニ)、金オプション 銀、白金(標準・ミニ)、パラジウム ガソリン、灯油、原油 ゴムシート3号 アルミニウム
中部大阪商品取引所													ガソリン、灯油、軽油 鶏卵 鉄スクラップ アルミニウム ゴムTSR20、ゴムシート3号 天然ゴム指数
関西商品取引所													とうもろこし、米国産大豆、小豆、コーン75 粗糖 コーヒー指数、コーン75指数 冷凍えび

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。
自己売買業務は、上記イ. に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

第二種金融商品取引業（商品投資販売業）

「金融商品取引法」に基づき、商品ファンドの販売業務を行っております。

（許可番号：関東財務局長（金商）第 287 号）

(5) 営業所の状況（平成21年3月31日現在）

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	03-5623-5111
大阪支店	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号	06-6346-3011
台北支店	台北市民生西路三巷九號嘉新第二大樓第七樓 N-713室	886-2-2525-5777

(6) 財務の概要

平成21年3月期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(a) 資本金	3,120,000 千円
(b) 純資産額（注）	4,167,601 千円
(c) 総資産額	17,156,514 千円
(d) 営業収益 （うち、受取委託手数料）	3,680,744 千円 (3,204,648 千円)
(e) 経常損失	1,143,670 千円
(f) 当期純損失	1,345,732 千円

（注） 純資産額は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づき施行規則第38条の規定により算出しております。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 2,400株（平成21年3月31日現在）

上場の有無 非上場

（注） 当社の完全親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社は、ジャスダック上場会社であります。

(8) 主要株主名

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
ユニコムグループホールディングス株式会社	2,400 株	100 %

(9) 役員の状況（平成21年6月30日現在）

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 会長	二家勝明 (昭和17年1月22日生)	- 株
代表取締役 社長	高松 公 (昭和25年4月11日生)	- 株
取締役副社長	青山秀世 (昭和35年11月20日生)	- 株
常務取締役 (営業本部長)	派谷直之 (昭和37年6月13日生)	- 株
取締役 (秘書室長)	神原克己 (昭和29年2月20日生)	- 株
取締役 (営業副本部長)	石川好範 (昭和38年1月20日生)	- 株
取締役 (管理本部長)	小池 豊 (昭和33年12月11日生)	- 株
取締役 (総務・システム本部長)	神谷文男 (昭和24年5月18日生)	- 株
取締役 (非常勤)	二家英彰 (昭和48年12月5日生)	- 株
取締役 (非常勤)	酒井清行 (昭和22年4月22日生)	- 株
監査役 (常勤)	福地 榮 (昭和18年2月15日生)	- 株

(10) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

	総数	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	274人	237人	37人	154人	120人
平均年齢	35.8才	37.1才	27.3才	33.7才	38.4才
平均勤続年数	9.7年	10.5年	4.5年	9.3年	10.1年
外務員数	226人	218人	8人	154人	72人

(注) 当社従業員はすべて、親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社からの出向社員であります。

2. 営業の状況

(1) 営業方針

当社は、お客様と共に歩み、社会に貢献する「共生の精神」を基本方針としております。

近年、投資家や投資財産を十分に保護し、より自由に投資活動が展開できる取引環境の実現に向けた各種法令・ルールの整備が急ピッチで進められる中、企業活動に対する法令順守の徹底及び社会規範の尊重の要請は更にこれまで以上に大きなものとなってきております。

当社は、安心・安全なお取引環境のご提供をなし、且つそのサービス内容についてお客様皆様にご満足いただけるよう、社員一人一人がコンプライアンス徹底を図ることはもちろん、お客様が何を求められているのかを常に模索・追及し、顧客ニーズにあった魅力ある商品やサービスの開発・提供に努めております。また、信頼たる企業としてより一層認知いただくべく、適切な内部統制管理の構築とその確実な運用にも注力してまいります。

(2) 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度における国内商品先物市場は、米国発の金融不安に端を発した世界的な景気悪化により商品全般に対する需要が減退するとの見通しが強まり、商品相場が総じて下落基調となったことから個人投資家の売買が手控えられ、貴金属、石油、農産物の各市場における出来高が軒並み前年度実績を下回ることとなりました。その結果、2008年度の全国商品取引所出来高は前年度比34.8%減の46,311千枚と、5期連続で前年度実績を下回る結果となっております。

(3) 営業の経過及び成果

(a) 商品先物取引受託業務部門

当社では、相場動向分析、チャートテクニカル分析を行う投資勉強会や、当社が提供するPCや携帯電話による情報ツール及び取引システムの操作説明会、そして初心者向けの投資セミナー等を開催し、セミナー型営業強化を主軸とした施策をもって顧客基盤の拡充に努めました。

しかしながら、上述の市況の影響は大きく、当社における個人投資家の売買も手控えられたことにより、特に石油、穀物市場における委託売買高がそれぞれ前期比 36.0%減、同 74.0%減と大きく低迷したことから、商品全体の委託売買高は前期比 28.9%減となる 3,658千枚に留まることとなりました。この結果、当事業年度における商品先物取引委託手数料収入は 3,204 百万円（前期比 33.9%減）となっております。

(b) 自己売買部門

当事業年度の自己売買部門の収益は、前期比 4,009.1%の大幅増収となる 468 百万円となりました。

以上の結果、その他営業収益を加えた当事業年度の全体の営業収益は 3,680 百万円となり、営業損失は 1,141 百万円、経常損失は 1,143 百万円となりました。

また、税引前当期純損失は 1,128 百万円でしたが、期初において計上していた繰延税金資産に対し評価性引当額を立てたことにより、その分法人税等調整額が増加したことから、当期純損失は 1,345 百万円となっております。

なお、当事業年度における受取手数料及び売買損益並びに商品先物取引の売買高は次のとおりであります。

(a)受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第3期
		(自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		431,997
砂糖市場		11,865
繭糸市場		
貴金属市場		2,416,106
アルミニウム市場		317
石油市場		188,342
ゴム市場		155,549
畜産物市場		27
農産物・飼料指数市場		
天然ゴム指数市場		218
ニッケル市場		223
水産物市場		
合 計		3,204,648

注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b)売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第3期
		(自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		123,235
砂糖市場		3,437
貴金属市場		107,583
アルミニウム市場		
石油市場		164,742
ゴム市場		65,704
畜産物市場		
農産物・飼料指数市場		
天然ゴム指数市場		6
水産物市場		
小 計		464,695
海外先物取引等		4,127
合 計		468,823

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c)商品先物取引売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第3期 (自平成20年4月1日) (至平成21年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		553,965	9,568	563,533
砂糖市場		28,863	40	28,903
貴金属市場		1,847,755	1,215,955	3,063,710
石油市場		644,446	311,119	955,565
ゴム市場		579,767	125,493	705,260
アルミニウム市場		1,770		1,770
畜産物市場		45		45
ニッケル市場		187		187
天然ゴム指数市場		1,877	2	1,879
合計		3,658,675	1,662,177	5,320,852

(4) 対処すべき課題

世界的に金融・資本市場にて減速が見られる中、国内商品市場は、全国商品取引所出来高で前年度比34.8%減と5期連続で前年度実績を下回り、その流動性の低下に拍車がかかってきていることに加え、ロスカット取引以外の取引に不招請勧誘の禁止を課すなどの新たな勧誘規制を伴う改正商品取引法案が参議院で可決されるなどの情勢もあり、商品取引員にとって厳しい経営環境が続いています。

こうした環境を鑑み、当社は、平成21年3月に仙台支店、日本橋第1・2・3支店、名古屋支店、福岡支店を本店及び大阪支店へと統合し支店業務の集約・効率化を行いました。今後も継続して当社の企業価値を向上させていくためには、効率性を一層高めた経営を可能とするビジネスモデルの整備・再構築とこれを支える内部統制システムの更なる強化が必要であると考えております。

以上を踏まえ、次に掲げる点を当社の課題として捉え対処してまいります。

収益基盤の強化

本年5月より東京工業品取引所の取引時間が23時まで延長されたことに伴い、当社は対面営業取引においては19時までの注文受付し、それ以降はコールセンター又は携帯電話による情報配信サービス「Pフラッシュ」に搭載の発注機能を利用させていただくことで23時までの夜間取引の注文受付もできるサービス体制を整えました。

同取引所の取引時間は本年中にも24時間化される予定ですが、当社では今夏を目途に、アイディーオー証券株式会社から商品オンライン取引部門を吸収分割により承継することとしており、これにより従来の対面営業部門と承継する新たなネット部門を両輪とした24時間取引への対応にも万全を期した事業体制を構築し、お客様にとって一層使い勝手の良い取引環境のご提供を通じて、口座数及び預り資産といった営業資産の拡大を目指す考えであります。

また、ディーリング部門につきましては、ディーラーの育成及び増員に一層注力し、またシステムを利用した取引手法の開発等を行うことで商品自己売買取引による収益の強化を図ります。

内部統制の充実

当社では、上場親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社の連結子会社として、平成 20 年 4 月から適用された金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度（いわゆる日本版 S O X 法）に対応すべく、全社的な内部統制及び重要な業務プロセスにおける内部統制の構築及び運用を図ってまいりました。

今後は、特に重要な業務プロセスにおける業務フローの内容検証及び見直しを徹底し、より効率的な業務運営のあり方を模索し、内部統制の更なる強化を図ってまいります

(5) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、委託者の自己責任の徹底と保護育成を図るため、商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(受託業務管理体制)

第2条 当社は、受託業務の適正な管理を行うため、営業部門から完全に独立した組織として、本店に管理本部及び営業管理部、並びに本店及び支店に管理担当班を設置する。また、受託業務管理体制における運営上の責任を明確にするため、以下の職責を設ける。

- (1) 総括管理責任者
- (2) 副総括責任者
- (3) 統括責任者

2 総括管理責任者は、取締役管理本部長とし、以下の職務を担うものとする。

- (1) 受託業務全般にわたる管理及び調整に関する業務の総括、並びに取締役会及びコンプライアンス委員会への報告
- (2) 営業部門以外の部長職級若しくはそれに準ずる役職者の中から、前項第2号及び第3号に規定する職責を担う者の任命
- (3) 原則として不適当と認められる勧誘の適用除外に係る審査及び商品先物取引の未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る審査における最終審査

3 副総括責任者は、総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者の不在時には、その職務を代行する。

4 統括責任者は、管理担当班の責任者として、その職務全般を統括する。

(管理担当班の職務)

第3条 管理担当班の職務は以下のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに勧誘及び受託の適否の管理
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 委託者の資金力、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の停止又は抑制指導
- (4) 商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱要領に基づく委託者の審査及び受託管理
- (5) 登録外務員等の委託者に対する連絡・サ - ビス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (6) 取引状況に問題点が認められた場合の迅速・適切な措置
- (7) 外務員に対する関係法令・諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適切な事実を発見した場合の迅速・適切な措置
- (8) 苦情・紛争に対する適切な対応及び不当勧誘の防止・管理
- (9) 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- (10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置

(11) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

- 2 管理担当班は、苦情・紛争が発生したときは、適切な解決を図るために営業部門に対して調査権限を有するものとする。

(適合性の原則)

第4条 当社は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的（以下、「適合性」という。）等に照らして不相当と認められる者（以下、「商品先物取引不適格者」という。）に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

- 2 当社は、商品先物取引不適格者に該当するか否かの判断を行うために、適合性に関する顧客の属性を調査し、これを厳正に審査する。
- 3 当社は、取引開始後において、適合性に照らして不相応と認められる過度な取引が行われることのないよう、適切な委託者管理を行うものとする。

(商品先物取引不適格者の基準)

第5条 当社は、以下の各号に該当する者については、例外なく商品先物取引不適格者とする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れを行う者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- 2 当社は、以下の各号に該当する者は、原則として商品先物取引不適格者とする。
- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が全収入の過半を占め、これにより生計を維持している者
- (2) 一定以上の収入（年間500万円以上）を有しない者
- (3) 公職にあって、日常の随時の連絡等が困難と判断される教職員（主として小、中、高校）及び議員等
- (4) 年齢29才以下の者
- (5) 年齢70才以上の者（ただし、当社と取引中の者を除く。）
- (6) 公共団体、金融機関等の公金出納取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者
- (7) 投資可能金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
- (8) 長期入院患者
- (9) 過去に恣意的にトラブルを惹起した者
- (10) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると当社が判断した者
- 3 前項第1号から第7号に該当する者のうち、以下の各号に該当する者について、総括管理責任者が審査の上承認した場合には、第4条及び前項の規定にかかわらず、商品先物取引の委託の勧誘または受託を行うことができるものとする。なお、当該審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に該当する者のうち、例外要件として「投資可能金額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、当該本人の自書による申出書（「当該

本人は当社が原則として勧誘及び受託を行わない対象者に該当することを理解している旨」及び「当該例外要件を自ら満たすことについて確認している旨」の申出書。本項に限り以下同じ。)の提出がある者

- (2) 前項第3号に該当する者のうち、例外要件として「日常の随時の連絡に差し支えないことが審査の上でも妥当性があり確認がとれること」を満たしており、申出書の提出がある者
 - (3) 前項第4号に該当する者のうち、例外要件として「年齢が26才以上であり、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び資産の状況に対し投資可能金額の設定が十分余裕のあること」を満たしており、申出書の提出がある者
 - (4) 前項第5号に該当する者のうち、例外要件として「年齢が75才未満の有職者であり、商品先物取引についてのしくみ・リスク等を十分に理解していること及び投資可能金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること」を満たしており、申出書の提出がある者
 - (5) 前項第6号に該当する者のうち、当社と取引中の委託者が異動等により同号に該当することとなった者については、例外要件として「投資資金が自己資金であること」を満たしており、申出書の提出がある者
 - (6) 前項第7号に該当する者のうち、例外要件として「新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及びその金額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしており、申出書の提出がある者
- 4 当社は、委託者として取引している者が、以下の各号に該当することを確認したときは、委託者本人又は法定代理人若しくは法定相続人に対して取引の停止又は縮小を求め、新たな取引の委託の勧誘及び受託は行わないものとする。

ただし、第2号及び第3号に該当する者については、委託者本人から取引の継続又は新たな取引を行う旨の申出書の提出があり、総括管理責任者又はそれに準ずる者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

- (1) 委託者が死亡したとき
- (2) 委託者が長期に入院することとなったとき
- (3) 委託者が高齢(75才)となったとき
- (4) 委託者が退職等により無職になり余裕資金を持たないと確認できたとき
- (5) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けることが確認できたとき

(顧客カードの整備)

第6条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、以下の事項に関する情報の提供を求め、口座設定申込書の記載内容も踏まえて顧客カードを作成するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引及び株式取引の経験の有無及びその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) 受託契約を締結する目的(投資目的)
- (7) 適合性の審査内容

- (8) 勧誘の告知の記録
 - (9) その他必要と認める事項
- 2 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載すると共に、その記載内容に変更があった場合にはその都度更新し、常に最新の情報による委託者管理に努めるものとする。
 - 3 顧客カードは、本店営業管理部に備え付けるものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第7条 当社は、顧客の取引に対する適合性等を確認するため、以下の事項を顧客自身が記載した「商品先物取引口座設定申込書」(以下「口座設定申込書」という。)を顧客より徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、届印、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無及びその程度
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) 受託契約を締結する目的(投資目的)
 - (7) 適合性確認(成年被後見人、認知障害、破産者等の確認)
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 投資可能資金額については、年収、資産、年齢等を考慮し、その資金が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減額すること等を顧客に説明した上で申告を受けるものとする。

(適合性等の審査)

第8条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第6条及び第7条により作成する顧客カード及び口座設定申込書等に基づき適合性の審査を行うものとする。なお、当該審査を終えるまでは約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められた時は速やかにその勧誘を中止するものとする。

なお、審査結果については審査日、審査者及び適否の根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の告知・確認)

第9条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、それに先立ち、顧客に以下の事項を告知するものとする。

- (1) 会社の商号、所属部署及び登録外務員の氏名
 - (2) 商品先物取引の勧誘であること
- 2 勧誘にあたっては、商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認し、顧客からの承諾の意思表示を受けてから勧誘するものとする。
 - 3 第1項の告知及び前項の意思の確認について、顧客の氏名、月日、場所、告知の方法等を記録すると共に、勧誘について顧客の意思確認を行ったことを記録し、受託に至った顧客のこれらの記録は取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の際の禁止事項及び対応措置)

第10条 当社は、委託の勧誘において以下に該当する勧誘を行わないものとする。

ただし、第2号については顧客による事前の指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。

- (1) 委託の勧誘を受けることを希望しない旨を意思表示した顧客への勧誘
 - (2) 以下に該当する、社会通念上迷惑であると考えられる時間、場所、方法により顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘
 - 夜間、早朝、勤務時間中、迷惑な時間帯における電話又は訪問による勧誘
 - 顧客の意思に反した長時間にわたる勧誘
 - 顧客に対し威迫し困惑させ又は不安の念を生じさせるような勧誘
 - 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘
- 2 当社は顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者に対して勧誘を行わないものとする。
- 3 当社は、再勧誘防止のため委託の勧誘を受けることを希望しない顧客については、勧誘辞退受付簿により情報収集し、本店に設置した「電話発信規制システム」に登録し通話を停止すると共に、当該顧客について全店に周知し、再勧誘が行われることのないよう措置するものとする。

(勧誘の際の説明及び理解の確認)

第11条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」等の関係書面を交付の上それらを用いて以下のことについて説明し、理解の確認を行うものとする。

- (1) 商品先物取引のしくみ
 - (2) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比し10～30倍程度の額の取引を行うものであり、ハイリスク・ハイリターンの取引であること
 - (3) 預託した取引証拠金等の額、又は預託した取引証拠金等の額以上の損失が相場の変動により発生するおそれがあること
 - (4) 追証拠金制度に関する事項
 - (5) 取引証拠金制度及びその証拠金の種類並びにそのしくみ
 - (6) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期
 - (7) 商品取引員の禁止行為
 - (8) その他、「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する主務省令で定められた事項
- 2 前項の説明及び理解の確認については、まず、前項第2号及び第3号に係る説明とその理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。
- 3 第16条に規定する商品先物取引の経験のない委託者にあつては、前1項第2号から第4号に掲げる事項を説明するに際し、図画又は、表などを活用して平易な説明を行うとともに、その理解の確認を書面により行うものとする。また、取引経験者であっても、顧客の習熟度に照らし前1項第2号から第4号に掲げる事項についても同様の措置を講じるものとする。
- 4 当社は、顧客に対し「取引のリスク・売買手法のご説明」と題する書面の記載内容を説明

し、「商品先物取引 - 委託のガイド」等と併せて交付する。又、顧客より、前記書面の内容について説明を受け理解出来たこと及び同書面等の交付を受けた旨を記載した「説明確認書」を徴収するものとする。

また、「商品先物取引・実践ガイド」のビデオ・DVD解説書又はビデオテープ（DVD）を交付すると共に、顧客より危険性等の説明を受けた旨と同資料を受領したことを確認する受領証を徴収するものとする。

- 5 当社は、当該担当外務員が顧客に対し前項までの説明等を行った後、本店営業管理部審査担当者は直接、委託者（第16条に規定する商品先物取引の経験のない委託者に該当しない者で、かつ当該受託契約以前に当社で商品先物取引を行った経験者は除く。）に対し商品先物取引についての取引意思、しくみや危険性についての理解度、取引に関する知識、自己資金であること等を電話で確認と追加説明等をした上で統括責任者に報告するものとする。
- 6 当社は、勧誘に係る説明及び理解の確認について、氏名、日時、説明内容等の記録を作成し、3年間保存するものとする。

（勧誘方針の設定と公表）

第12条 当社は、商品市場における取引の委託の勧誘を行うに当たり、あらかじめ当該勧誘に関する方針を定め、これを公表するものとする。

- 2 前項の公表は、本店、支店及び当社ホームページ上にて顧客が見やすいように掲示・掲出するものとする。
- 3 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1）顧客の知識、経験、財産及び受託契約の締結の目的に照らし配慮すべき事項
 - （2）勧誘の方法及び時間帯等に関し顧客に対し配慮すべき事項
 - （3）商品先物取引の理解を得るための説明において配慮すべき事項
 - （4）その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

（顧客の本人確認方法等）

第13条 当社は、健全な委託者の参入を図るため、委託者に住所、氏名、年齢等の申告を求めるとともに、本人確認書（運転免許証等の公的書類）の写しを徴収し、委託者が法人の場合は、登記事項証明書の提出を求めその原本又は写しを徴収するものとする。

- 2 当社は顧客から前項に掲げる本人確認書を徴収し、本人確認法及びその他、法令諸規則に定める方法により、本人確認を行うものとする。
- 3 当社は前2項に基づいて、本人確認を行った場合には、本人確認記録を顧客カードに記録するものとする。

（受託業務における法令の遵守）

第14条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法令及びその他法令諸規則等を遵守するものとする。

（違反者に対する懲戒）

第15条 当社は受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを内規に基づき懲戒するものとする。

(商品先物取引未経験者の保護措置)

第16条 当社は、商品先物取引の経験のない委託者(以下、「未経験者」という。)に対しては、3年以内建玉日通算90日間の習熟期間を設け、以下の保護育成措置を講ずるものとする。

なお、未経験者とは、直近の3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験を有していない委託者をいう。

また、経験の有無の審査については統括責任者又は総括管理責任者(副総括責任者)が顧客カード等により行い、その審査記録は3年間保存するものとする。

- (1) 未経験者に対しては、第11条に定める説明を十分行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての対処等の説明と、余裕資金での取引を求め、委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- (3) 未経験者の保護・育成を図るため、申告された投資可能資金額について十分な管理の下に取引の受託を行うものとする
- (4) 未経験者の習熟期間中の取引量については、当該委託者が申告した投資可能資金額の一定の取引量に制限するものとし、その取扱いについては「商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則」によるものとする
- (5) 習熟期間中の未経験者に商品先物取引について十分な理解と認識を深めてもらうため、管理担当班の責任者が必要と認めた場合は、管理担当班の職員を訪問させ、取引の習熟度、取引内容の確認等を行い、更に取引に対する理解度向上に努めるものとする

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第17条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとする。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理本部長を定め、その内容について社内徹底するとともに委託者に周知しその記録を3年間保存する。

(取引本証拠金の預託特例の承認)

第18条 取引本証拠金の徴収時期の預託特例について、委託者から申出書の提出があったときは、総括管理責任者又はそれに準ずる者が顧客カード、お客様アンケート等により、資金力及び取引経験等を審査の上、これを承認することができる。

(不正資金の流入防止)

第19条 当社は、顧客からの不正資金の流入を防止するため、第13条に規定する方法により、顧客の本人確認を徹底し、顧客管理体制を図るものとする。

- 2 第5条第2項第6号及び同条第3項第5号に該当し、総括管理責任者(副総括責任者)の審査により受託を承認した者については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該委託者からの預り額(帳尻益の振替分を除く。)の合計額又は新たに申告した投資可能資金額が、口座設定申込書、お客様アンケート、その他の申出書等で本人が申告した金融資産額及び収入の額等を考慮して過大であると判断したときは当該委託者の預託金について調査を行うものとする。

- (2) 前号の調査にあたっては、管理部門と営業部門との協力により当該委託者から預託された資金の性格や資金の出所を委託者との電話、面談その他の方法により聴取するか必要に応じて資金の裏付けとなる証拠書類又は証拠物件の提出を求めるものとする。
 - (3) 前号について不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算するものとする。
 - (4) 調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
- 3 当社は、疑わしい取引の届出体制については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき行政当局が公表する疑わしい取引の参考事例を参考にするなど、テロ資金供与又はマネーロンダリングに係る疑いのある取引に該当する可能性があるものと判断した場合、当局に対して速やかに届出るものとする。

(委託者との入出金に係る管理)

第20条 当社は、委託者との間の入出金は原則として振込みにより行うものとする。ただし、やむを得ず現金による受渡しを行う必要がある場合については委託者からの申出により、総括管理責任者又は統括責任者の審査により承認を得るものとする。また、承認された場合には以下の各号を遵守するものとする。

- (1) 現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時にを行うものとする。
- (2) 現金の受渡しにあたっては、原則として複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。
- (3) 現金の受渡しが行われた場合は、当該外務員以外の役職員が、委託者に対し、入出金の額、日時、当該外務員の氏名等について確認するものとする。

2 前項の審査による承認を得ていない委託者が来店の上で現金による受渡しを行うことを求めた場合には、原則としてその要求に応じるものとする。ただし、その場合、前項各号を遵守するものとする。

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第21条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等は、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を委託者へ提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(建玉の制限)

第22条 当社は、習熟期間中の委託者に、第16条第1項第3号及び第4号に定める相応の資金量の範囲内での建玉及び各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限の遵守について未経験者への説明を行うとともに、その理解と遵守を求めることとする。

また、経験のある委託者や取引員(取り次ぎ取引員)にも、各取引所の市場管理要綱に定める建玉制限があることを認識させることとする。

(広告等に係わる社内管理)

第23条 当社は、広告等に係わる社内管理について、その責任を明確にするため、営業管理部を担当する取締役又はそれに相当する役職の者から広告管理責任者を社長が任命する。他に、副広告管理責任者として当該責任者が任命した者を若干名置くことができるものとする。

- 2 当社は広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規程を別途定めるものとする。
- 3 その他広告等に係わる事項について別に定める規程に基づいて行うこととする。

(本規則の適用除外)

第24条 当社は以下の取引を原則的に本規則の適用対象外とする。

なお、電子取引(オンライントレード)については別に管理規則を定めるものとする。

- (1) オンライントレード
- (2) コールセンターの取引
- (3) 事業法人部の当業者及び当業者に準ずる法人委託者の取引

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。本規則を変更した時も同様とする。

(規則の制定及び改正)

第26条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

付 則

- 1 本規則は、平成元年11月27日より施行する。
- 2 本規則は、平成2年4月1日より一部改正施行する。
- 3 本規則は、平成4年1月6日より一部改正施行する。
- 4 本規則は、平成4年7月1日より一部改正施行する。
- 5 本規則は、平成5年9月1日より一部改正施行する。
- 6 本規則は、平成8年7月1日より一部改正施行する。
- 7 本規則は、平成10年9月1日より一部改正施行する。
- 8 本規則は、平成11年4月1日より一部改正施行する。
- 9 本規則は、平成11年10月1日より一部改正施行する。
- 10 本規則は、平成12年4月1日より一部改正施行する。
- 11 本規則は、平成12年9月28日より一部改正施行する。
- 12 本規則は、平成13年4月1日より一部改正施行する。
- 13 本規則は、平成14年1月4日より一部改正施行する。
- 14 本規則は、平成15年4月1日より一部改正施行する。
- 15 本規則は、平成15年6月6日より一部改正施行する。
- 16 本規則は、平成17年5月1日より一部改正施行する。
- 17 本規則は、平成18年10月1日より一部改正施行する。
- 18 本規則は、平成19年1月15日より一部改正施行する。

- 19 本規則は、平成19年9月30日より一部改正施行する。
- 20 本規則は、平成20年1月4日より一部改正施行する。
- 21 本規則は、平成20年11月1日より一部改正施行する。
- 22 本規則は、平成20年12月24日より一部改正施行する。
- 23 本規則は、平成21年5月25日より一部改正施行する。

商品先物取引の未経験者からの受託に係る取扱細則

当社は、受託業務管理規則第16条第1項第3号及び第4号に基づき、商品先物取引の未経験者と判断される委託者の取引を受託するに当たり、下記の通り取扱要領を定める。

記

未経験者の保護期間内の一定の取引量

- 1 習熟期間中における受託（3年以内建玉日通算90日間の習熟期間）
 - (1) 委託者より申告された投資可能資金額の3分の1額に相当する取引量若しくは受託業務管理規則第16条第1項に該当しない委託者に対する取引量のうち額の少ない取引量の範囲内において受託するものとする。
 - (2) 前号の投資可能資金額の3分の1は、建玉時に預託する取引証拠金等の額とし、建玉時以外に預託する取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まないものとする。
- 2 委託者が上記の3分の1を超える取引を希望した場合の措置
 - (1) 委託者から上記の3分の1を超える取引を求められた場合には、当該委託者が商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、その制限の例外要件を理解していること及び当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けると共に、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した上で、総括管理責任者（不在等の場合は副総括責任者）の審査により承認された場合には、上記の3分の1を超える取引量を受託することができる。
 - (2) 前号の審査結果については、最終審査者、審査日、適否の判断根拠等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
 - (3) 第1号の審査の結果、不適合と判断された委託者にあつては、前項の取扱いとする。

付 則

- 1 本規則は、平成17年5月1日より施行する。
- 2 本規則は、平成18年10月1日より一部改正施行する。
- 3 本規則は、平成19年9月30日より一部改正施行する。
- 4 本規則は、平成20年12月24日より一部改正施行する。

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
264 名	32 名	63 名	233 名

(7) 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,806 名	1,543 名	1,587 名

(8) 苦情・紛争・訴訟に関する事項

(a)顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数 28件	9件	2件	0件	15件	0件	2件
前年度から継続している案件の件数 57件	3件	1件	17件	19件	0件	17件
合計85件	12件	3件	17件	34件	0件	19件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等が当社に対して異議、不平、不満等を表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	0件	0件	0件	2件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 2件	0件	0件	0件	2件

(注)(c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 1件	1件		0件	
前年度から継続している案件の件数 6件	4件		2件	
合計 7件	5件		2件	

(注)双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d)値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 13件	13件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 2件	2件	0件	0件	0件
合計 15件	15件	0件	0件	0件

(注)1.事務処理ミスとは、委託者の注文執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2.システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ること。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表(平成21年3月31日現在)

日本ユニコム株式会社

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,632,904	流 動 負 債	12,988,912
現金預金	3,263,945	未払金	248,066
委託者未収金	71,713	未払費用	6,200
有価証券	303,480	未払法人税等	16,000
商品	7,807	預り証拠金	12,456,016
前払費用	11,399	受託業務預り金	10,000
保管有価証券	2,345,278	受入保証金	146,922
差入保証金	6,901,537	賞与引当金	50,000
委託者先物取引差金	2,230,306	その他流動負債	55,706
預託金	250,000		
未収入金	224,156	特別法上の準備金	293,543
未収収益	30,982	商品取引責任準備金	293,543
仮払金	16,050	(商品取引所法第221条)	
その他流動資産	247		
貸倒引当金	24,000		
固 定 資 産	1,523,610	負 債 合 計	13,282,455
有 形 固 定 資 産	277,468	純 資 産 の 部	
建物	129,570	株 主 資 本	
車両	26,537	資 本 金	3,120,000
器具及び備品	121,360	資 本 剰 余 金	2,245,000
無 形 固 定 資 産	81,870	資本準備金	780,000
電話加入権	49,947	その他資本剰余金	1,465,000
ソフトウェア	31,922	利 益 剰 余 金	1,490,091
投資その他の資産	1,164,270	繰越利益剰余金	1,490,091
投資有価証券	247,170	株 主 資 本 合 計	3,874,908
出資金	227,703	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
長期未収債権	811,648	その他有価証券評価差額金	850
長期差入保証金	665,099	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	850
長期前払費用	5,647	純 資 産 合 計	3,874,058
貸倒引当金	793,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,156,514
資 産 合 計	17,156,514		

(2) 損益計算書(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

日本ユニコム株式会社

損 益 計 算 書(平成20年 4月 1日から
平成21年 3月 31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料 収 入	3,204,648	
商 品 先 物 取 引 損 益	468,823	
商 品 売 買 損 益	6,520	
そ の 他 の 営 業 収 益	13,793	3,680,744
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,821,873
営 業 損 失		1,141,128
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	65,713	
受 取 配 当 金	2,343	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	298	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	15,874	84,229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,207	
為 替 差 損	58,273	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	7,290	86,771
経 常 損 失		1,143,670
特 別 利 益		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	99,080	
固 定 資 産 売 却 益	3,620	102,700
特 別 損 失		
支 店 統 廃 合 費 用	26,606	
固 定 資 産 除 売 却 損	60,471	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	681	87,760
税 引 前 当 期 純 損 失		1,128,729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39,238	
法 人 税 等 調 整 額	256,241	217,003
当 期 純 損 失		1,345,732

(3) 株主資本等変動計算書(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位:千円)

	株主資本							株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		繰越利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	3,120,000	750,000	4,615,000	5,365,000		144,358	144,358	8,340,641
当期変動額								
剰余金の配当			3,120,000	3,120,000				3,120,000
資本準備金の積立		30,000	30,000					
当期純利益						1,345,732	1,345,732	1,345,732
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)								
当期変動額合計		30,000	3,150,000	3,120,000		1,345,732	1,345,732	4,465,732
当期末残高	3,120,000	780,000	1,465,000	2,245,000		1,490,091	1,490,091	3,874,908

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	前期末残高	16,927	
当期変動額			
剰余金の配当			3,120,000
資本準備金の積立			
当期純利益			1,345,732
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	17,777	17,777	17,777
当期変動額合計	17,777	17,777	4,483,510
当期末残高	850	850	3,874,058

(4) 個別注記表

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるものについては、決算日における市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。なお、この変更により損益に与える影響はありません。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

5. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則第111条に定める額を計上しております。

6. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 営業収益の計上基準

受取委託手数料

商品先物取引に係る受取委託手数料は、委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したとき計上しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、仮払消費税及び仮受消費税は相殺のうえ、未収入金に含めて表示しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産若しくは差入れている資産は、次のとおりであります。

定期預金	(差入先 金融機関)	900,000千円
預託金	(差入先 日本商品委託者保護基金)	250,000千円
有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	303,480千円
投資有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	15,438千円
保管有価証券	(差入先 日本商品清算機構)	2,321,828千円

(1) 金融機関に差入れている定期預金900,000千円は、商品取引所法施行規則第179条第7項に基づく銀行等の保証を受けるためであります。

(2) 日本商品委託者保護基金への預託金250,000千円は、商品取引所法施行規則第98条第1項第4号に基づく保証を受けるためであります。

(3) 日本商品清算機構に差入れている、有価証券、投資有価証券、保管有価証券は、商品取引所法第179条第1項に基づくものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,187,254千円であります。

3. 関係会社に対する債権債務

(1) 金銭債権

短期金銭債権	191,420千円
長期金銭債権	126,099千円

(2) 金銭債務

短期金銭債務	6,135,741千円
--------	-------------

. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引収入	141,858千円
営業取引支出	1,154,460千円
営業外取引収入	46,208千円
営業外取引支出	585千円

. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行株式の数

2,400株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金の総額	3,120,000千円
--------	-------------

・税効果会計に関する注記

1. 繰延資産の発生 の主な内訳

(1) 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	8,342	(千円)
賞与引当金損金算入限度超過額	20,300	
その他	6,940	
繰延税金資産(流動資産)小計	35,583	
評価性引当額	35,583	
繰延税金資産(流動資産)合計	0	

貸倒引当金損金算入限度超過額	285,558
商品取引責任準備金否認	119,178
投資有価証券評価損否認	15,771
その他有価証券評価差額金	581
その他	9,535
繰延税金資産(固定資産)小計	430,624
評価性引当額	430,624
繰延税金資産(固定資産)合計	0

・1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,614,191円18銭
1株当たり当期純損失	560,722円07銭

・関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エコムグループホールディングス(株)	2,753	グループ傘下企業の経営管理	(100)	取締役7名兼任	経営管理	経営資金の貸付 返済 受取利息 経営指導料の支払	3,750,000 6,817,000 45,889 721,200	- - - -	- - - -

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 経営指導料の支払については、「経営コンサルタント及び業務支援サービス契約」に基づき決定しております。

3. 電算機器サポート料の支払については、「システム開発及び保守業務委託契約」に基づき決定しております。

4. 上記金額には消費税等を含めておりません。

(2) 兄弟会社等との取引

アイディーオー証券株式会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アイディーオー証券(株)	2,000	金融商品取引業 (証券業) (外国為替証拠金取引) 商品先物取引	-	取締役 3名兼任	商品先物 取引受託 の取次	商品取引の取次 受託手数料の受入	6,134,708 141,138	預り証拠金 -	6,134,708 -

エフ・エックス・プラットフォーム株式会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エフ・エックス・プラットフォーム(株)	50	プラットフォームの開発・ 保守・管理	-	取締役 2名兼任	電算機器の 開発・保 守・管理の アクトビラ	電算機器の開 発・保守・管理 の アクトビラ料の支払	232,700	-	-

ゴールデンバーグ・ハイマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社との取引

属性	会社等名称	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ゴールデンバーグ・ハイマイヤー・ユニコム・ジャパン(株)	30	国内外先物市場 における自己資 金運用業務	-	なし	商品先物 取引の受託	商品取引 受託手数料の受入	719	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 取次受託手数料の受入につきましては、「取次業務契約」に基づき決定しております。
2. 電算機器サポート料の支払については、「システム開発及び保守業務委託契約」に基づき決定しております。
3. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 上記金額には消費税等を含めておりません。

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年6月17日開催の取締役会において、アイディーオー証券株式会社(以下「IDO証券」という。)の商品先物取引部門及びエフ・エックス・プラットフォーム株式会社(以下「FXP社」という。)の商品先物システム部門を、平成21年8月3日を期日として吸収分割の方法により承継する旨を決議し、分割会社2社との間で吸収分割契約書を締結いたしました。なお、本件分割契約については、同年6月26日開催の各社定時又は臨時株主総会にてそれぞれ承認されております。

本件吸収分割において、承継会社である当社が分割会社に支払う対価はいずれも金銭とし、その額はIDO証券に130百万円、FXP社については150百万円となっております。

・その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

(5) 監査に関する事項

当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につきましては、あずさ監査法人により、会社法第436条第2項第1項の規定に基づく監査に準じた会計監査を受けております。

(6) 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	2,830.55 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	133.58 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	124.17 %
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資本 × 100]	22.58 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額] × 100	58.16 %
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額]	311.66 %
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	120.36 %

(平成21年3月31日現在)